

## 東京農工大学大学院生物システム応用科学府（博士前期課程）に係る学位論文審査基準等について

東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則第 12 条に基づき、学生に公表する学位論文に係る評価に当たっての基準等を以下のとおり定める。

### 1. 学位論文が満たすべき水準及び項目（審査基準）

- (1) 学位論文が、先行研究を理解した上で、適切なテーマ及び研究手法を選択し、学術的な調査、分析及び結果提示を行っていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を有していること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。

### 2. 審査委員の体制

- (1) 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから 3 人以上とする。
- (2) 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等を加えることができる。

### 3. 審査方法

#### 【生物機能システム科学専攻】

- (1) 審査委員は、論文審査及び最終試験を行う。
- (2) 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目又は専門分野等についての口頭又は筆記による試験によって行う。
- (3) 学位論文の審査を申請した者は、専攻が開催する公開の発表会において、学位論文の発表を行う。

## 東京農工大学大学院生物システム応用科学府（博士後期課程・博士課程・一貫制博士課程）に係る学位論文審査基準等について

東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則第 12 条に基づき、学生に公表する学位論文に係る評価に当たっての基準等を以下のとおり定める。

### 1. 学位論文が満たすべき水準及び項目（審査基準）

- (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。

### 2. 審査委員の体制

生物システム応用科学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の一貫制博士課程に在学する者(第 6 条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員 3 人以上を含む 5 人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。

- (1) 当該学生の指導教員(学則第 51 条第 5 項に規定する者をいう。以下同じ。)
- (2) 前号以外の指導教員となり得る資格を有する教員 2 人以上。ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、うち 1 人以上を、指導教員となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教員とすること。
- 2 生物システム応用科学府における学位規程第 5 条及び第 6 条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、当該学府の教員 3 人以上を含む 5 人以上とし、指導教員となり得る資格を有する教員 3 人以上を含ませるものとする。
- 3 生物システム応用科学府教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、研究科の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができます。

### 3. 審査方法

#### 【課程修了（生物機能システム科学専攻）】

- (1) 学位の審査は、論文審査及び最終試験の合否の判定によって行う。
- (2) 学位論文の審査を申請した者は、専攻長が開催する公開の発表会において、学位論文の発表を行う。
- (3) 主指導教員は、発表会の司会者となる。
- (4) 専攻長は、発表会の開催について、学府の教員に通知するとともに、学位論文の審査を申請した者の略歴及び論文の和文要旨(2000 字程度)又

は英文要旨(500words)を当該専攻の教員に配布する。

(5) 最終試験は、次の方法によって行う。

- ・研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
- ・専門の研究活動又は高度に専門的な業務を行うに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験

(6) 日本語を母国語としない者については、母国語以外の外国語又は日本語を外国語として課すことができる。

【課程修了（共同先進健康科学専攻）】

- (1) 学位の審査は、論文審査及び学力の確認の合否の判定によって行う。
- (2) 学府における論文提出による学位を申請した者又は研究科における課程外による学位申請をした者は、協議会が開催する公聴会において、学位論文の発表を行う。
- (3) 審査委員主査／主任審査員は、公聴会の司会者となる。
- (4) 共同専攻長は各構成大学の規定に基づき、公聴会の開催について学府または研究科の教員に通知するとともに、学位を申請した者の略歴及び論文の和文要旨（2000字程度）を当該専攻の教員に配布する。
- (5) 学力の確認は、次の方法によって行う。
- ・研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究の力の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
  - ・専門の研究活動又は高度な専門的業務を行うに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
- (6) 日本語を母国語としない者については、母国語以外の外国語又は日本語を外国語として課すことができる。
- (7) 外国に在住している者等で、正規の手続きによる学力の確認が困難な場合は、協議会が特に認めた手続きにより行うことができる。

【課程修了（食料エネルギーシステム科学専攻）】

- (1) 学位の審査は、論文審査及び最終試験の合否の判定によって行う。
- (2) 学位論文の審査を申請した者は、専攻長が開催する公開の発表会において、学位論文の発表を行う。
- (3) 研究指導教員は、発表会の司会者となる。
- (4) 専攻長は、発表会の開催について、学府の教員に通知するとともに、学位論文の審査を申請した者の略歴及び論文の和文要旨(2,000字程度)又は英文要旨(500words)を当該専攻の教員に配布する。
- (5) 最終試験は、次の各号に掲げる方法によって行う。
- ・研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力の有無を判定するた

めの口頭又は筆記による試験

- ・専門の研究活動又は高度に専門的な業務を行うに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験

(6)日本語を母国語としない者については、英語又は日本語を外国語として課すことができる。

#### 【課程を経ない者（生物機能システム科学専攻）】

- (1)学位の審査は、論文審査及び学力の確認の合否の判定によって行う。
- (2)論文提出による学位を申請した者は、専攻長が開催する公開の発表会において、学位論文の発表を行う。
- (3)審査委員主査は、発表会の司会者となる。
- (4)専攻長は、発表会の開催について学府の教員に通知するとともに、論文提出による学位を申請した者の略歴及び論文の和文要旨(2000字程度)又は英文要旨(500words)を専攻の教員に配布する。
- (5)学力の確認は、次の方法によって行う。
  - ・研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究の力の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
  - ・専門の研究活動又は高度な専門的業務を行うに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
- (6)日本語を母国語としない者については、母国語以外の外国語又は日本語を外国語として課すことができる。
- (7)外国に在住している者等で、正規の手続きによる学力の確認が困難な場合は、専攻会議が特に認めた手続きにより行うことができる。

#### 【課程を経ない者（共同先進健康科学専攻）】

- (1)学位の審査は、論文審査及び学力の確認の合否の判定によって行う。
- (2)学府における論文提出による学位を申請した者又は研究科における課程外による学位申請をした者は、協議会が開催する公聴会において、学位論文の発表を行う。
- (3)審査委員主査／主任審査員は、公聴会の司会者となる。
- (4)共同専攻長は各構成大学の規定に基づき、公聴会の開催について学府または研究科の教員に通知するとともに、学位を申請した者の略歴及び論文の和文要旨(2000字程度)を当該専攻の教員に配布する。
- (5)学力の確認は、次の方法によって行う。
  - ・研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究の力の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
  - ・専門の研究活動又は高度な専門的業務を行うに十分な外国語の素養の有無を判定するための口頭又は筆記による試験
- (6)日本語を母国語としない者については、母国語以外の外国語又は日本語

を外国語として課すことができる。

(7) 外国に在住している者等で、正規の手続きによる学力の確認が困難な場合は、協議会が特に認めた手続きにより行うことができる。